

【平成 29 年 4 月 24 日 一部訂正】3 頁目の網掛け箇所を訂正しております。

名証自規 G 第 3 号

平成 29 年 2 月 10 日

情報取扱責任者 各位

株式会社名古屋証券取引所

自主規制グループ長 中村 秀昭

**「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ」報告を踏まえた
決算短信・四半期決算短信の見直しについて**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、重要な会社情報の適時かつ適切な開示にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

政府は、『日本再興戦略』改訂 2015 において、持続的に企業価値を向上させるための企業と投資家の建設的な対話を促進する観点から、企業の情報開示に関する諸制度や実務を横断的に見直し、全体として実効的で効率的な仕組みを構築することを求めています。これを受けた「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ」報告では、会社法、金融商品取引法、上場規則に基づく 3 つの制度開示（事業報告等、有価証券報告書、決算短信）について、開示の自由度を高めて、全体としてより適時に、より分かりやすく、より効果的・効率的にすることで、建設的な対話を促進するとの提言がなされました。

その提言に従い、決算短信・四半期決算短信（以下「決算短信等」といいます。）の開示の自由度を高めるとともに、速報としての役割に特化するため、所用の見直しを行うこととしましたので、お知らせいたします。

また、あわせて上場会社の開示実務の負担軽減と効率化のための T D n e t の機能改善を予定しておりますので、その内容についてもお知らせいたします。

上場会社各位におかれましては、本通知の内容を十分にご確認のうえ、適切にご対応いただきますようお願い申し上げます。

敬具

1. 「サマリー情報」の様式及び記載事項の見直し

開示の自由度を高める観点から、決算短信等の「サマリー情報」について、使用義務を取り止める（平成 29 年 2 月 10 日付通知 名証自規第 57 号「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上に伴う「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」の一部改正について」をご参照ください。）こととし、今後は参考様式として位置付けて、その使用を要請することといたします。

これに伴い、その様式及び記載上の注意事項の一部について、必要な見直しを行います。

【上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 4 条】

2. 速報性に着目した記載事項の整理

決算短信等で記載を要請する事項は、原則として、速報性が求められる情報のみとし、具体的には、決算短信においては「サマリー情報」、「経営成績等の概況」、「連結財務諸表及び主な注記」の三つに、四半期決算短信においては「サマリー情報」、「四半期連結財務諸表及び主な注記」の二つに限定することとします。

（1）「連結財務諸表及び主な注記」又は「四半期連結財務諸表及び主な注記」の開示時期

「サマリー情報」との同時開示を要請しておりますが、投資判断を誤らせる恐れのない場合に、決算短信等の開示を早期化するため「サマリー情報」及び「経営成績等の概況」を先行して開示するときは、準備が整い次第直ちに「連結財務諸表及びその注記」又は「四半期連結財務諸表及びその注記」を開示することとします。この場合には、各社の状況に応じて、「サマリー情報」及び「経営成績等の概況」の開示と同時に、企業の状態を適切に理解するために有用な数値情報など、投資者が必要とする財務情報について、開示するようにしてください。

【別紙 1 「適時開示ガイドブック」等（改訂箇所抜粋） 参照】

（2）「経営方針」、「投資判断に有用な追加情報」の記載要請のとりやめ

現在、記載を要請している「経営方針」や「投資判断に有用な追加情報」など、必ずしも速報性が求められない情報については、記載の要請を取り止めることとします。

3. 監査及び四半期レビューが不要であることの明確化

決算情報の開示について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則においては、「決算の内容が定まった場合」に直ちにその内容を開示することを求めており、監査や四半期レビューの手続きの終了は開示の要件とはしていません。これは、決算短信等には、事業報告等や有価証券報告書などの法定開示に先立って決算情報を迅速に開示する速報としての役割が求められるためです。決算短信等における決算数値の客観性は、監査等により確定した決算数値が法定開示として後から開示されることで、担保されることとなります。

当取引所では、決算短信等が速報としての機能を十分に発揮できるよう、監査や四半期レビューの終了を待たずに早期の決算短信等の開示をお願いしており、多くの上場会社が監査等の終了前に決算短信等の開示をされています。

その一方で、会社法監査の終了後や四半期レビューの終了後に決算短信等を開示している会社も少なくありません。決算短信等の意義は法定開示に対する速報にあるということを踏まえて、監査等の終了を待たずに、「決算の内容が定まった」と判断した時点での早期の開示を行っていただきますよう、改めてお願いいたします。

4. 業績予想について多様かつ柔軟な開示が可能であることの明確化

業績予想については、これまでも多様かつ柔軟な記載ができるよう様式の改定を進めてまいりましたが、平成 29 年 1 月 27 日の「第 4 回未来投資会議」において、安倍内閣総理大臣から「過度に短期的、投機的取引に陥ることなく、中長期的な企業価値の向上を後押しする観点から、四半期報告を含め、企業情報開示の在り方を見直し、投資家が真に求める情報が効率的・効果的に開示されるように」する方針が示されたことを踏まえ、多様化が進む実際の記載例をできるだけ多く例示することで、多様かつ柔軟な開示が可能なことをより明確にいたします。

【別紙 1 「適時開示ガイドブック」等（改訂箇所抜粋） 参照】

5. 実施時期

本見直しを反映した「決算短信様式・作成要領」及び「四半期決算短信作成様式・作成要領」は、平成 29 年 3 月末日以後に終了する連結会計年度又は四半期連結累計期間の決算又は四半期決算に係る決算短信又は四半期決算短信から適用します（早期適用はできません。）。

（参考：連結会計年度末ごとの初回適用時期）

連結会計 年度末	初回適用時期	
	通期決算	四半期決算
3 月	平成 29 年 3 月期決算（※ 1）	平成 30 年 3 月期第 1 四半期決算
4 月	平成 29 年 4 月期決算	平成 30 年 4 月期第 1 四半期決算
5 月	平成 29 年 5 月期決算	平成 30 年 5 月期第 1 四半期決算
6 月	平成 29 年 6 月期決算	平成 29 年 6 月期第 3 四半期決算（※ 2）
7 月	平成 29 年 7 月期決算	平成 29 年 7 月期第 3 四半期決算
8 月	平成 29 年 8 月期決算	平成 29 年 8 月期第 3 四半期決算
9 月	平成 29 年 9 月期決算	平成 29 年 9 月期第 2 四半期決算（※ 3）
10 月	平成 29 年 10 月期決算	平成 29 年 10 月期第 2 四半期決算
11 月	平成 29 年 11 月期決算	平成 29 年 11 月期第 2 四半期決算
12 月	平成 29 年 12 月期決算	平成 29 年 12 月期第 1 四半期決算（※ 4）
1 月	平成 30 年 1 月期決算	平成 30 年 1 月期第 1 四半期決算
2 月	平成 30 年 2 月期決算	平成 30 年 2 月期第 1 四半期決算

（※ 1） 3 月末日以外を連結会計年度末とする上場会社は平成 30 年 3 月期決算から適用

（※ 2） 6 月末日以外を連結会計年度末とする上場会社は平成 30 年 6 月期第 1 四半期決算から適用

（※ 3） 9 月末日以外を連結会計年度末とする上場会社は平成 29 年 9 月期第 3 四半期決算から適用

（※ 4） 12 月末日以外を連結会計年度末とする上場会社は平成 29 年 12 月期第 2 四半期決算から適用

6. TDnetの仕様変更について

(1) 仕様変更点

当取引所では、上記の決算短信等の見直しを踏まえ、TDnetの仕様変更を行います。合わせて、上場会社各位の作業の効率化のため、従前よりご要望を頂戴しておりました点に関して機能改善を行います。詳細は、「別紙3 TDnetの利便性向上対応等について」をご参照ください。

なお、本機能改善にあたって、上場会社各位にて事前にご対応いただく事項はございません。

(2) 仕様変更時期

平成 29 年 2 月 26 日（予定）

※上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正は、平成 29 年 3 月 31 日から施行されますが、上場会社各位にて画面や操作性の確認をいただけるよう、TDnetの仕様変更は先行して実施します。

以 上

【別添資料】

- ・別紙1 「適時開示ガイドブック」等（修正履歴あり版）
- ・別紙2 「適時開示ガイドブック」等（修正履歴なし版）
- ・別紙3 TDnetの利便性向上対応等について <（株）東京証券取引所作成資料>

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ（上場監理担当）
電話：052-262-3174 電子メール：jisyukisei@nse.or.jp